

熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）
事前協議実施要項

（目的）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）において定める特定施設入居者生活介護を行う施設（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため、及び同法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者としての指定（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。以下「新規指定」という。）を受けようとする者の申請等に係る負担軽減に資するため、新規指定に係る申請を行う前に、新規指定を受けようとする者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護について事前協議（以下「事前協議」という。）を求めることとし、これに関し必要な事項を定める。

（事前協議の対象）

第2条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護は、介護保険事業支援計画に計上された特定施設入居者生活介護のうち、別途定めたものとする。

（提出期限等）

第3条 前条の事前協議の対象となる特定施設入居者生活介護に係る新規指定を受けようとする者は、当該特定施設入居者生活介護に係る事前協議書を別途定める期限までに、知事に提出するものとする。

2 前項の事前協議書の様式は、別に定める。

（事前協議書に対する意見）

第4条 知事は、前条第1項の規定により事前協議書が提出されたときは、当該事前協議書に係る特定施設入居者生活介護について意見を述べるものとする。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。